入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和８年２月 20 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　澤井　　俊
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
①特物契第 1091 号　②特物契第 1092 号
③特物契第 1093 号
１　掲載日
令和８年１月23日（号外政府調達第14号）
２　取消内容
45ページ１段目38行目「②特物契第1092号」を削除する。
45ページ１段目41行目「②」を削除する。
45ページ１段目44行目「②　第一種制帽659個ほか３点製造」を削除する。
45ページ２段目２行目「②」を削除する。
45ページ２段目33、34行目「②「物品の製造」のA、B、C又はD等級」を削除する。
45ページ３段目38行目「②　令和８年３月24日14時00分」を削除する。
45ページ４段目22行目「②」を削除する。
45ページ４段目26行目「②　659　Type　1　Caps and other 3 kinds」を削除する。
45ページ４段目29行目「②」を削除する。
46ページ１段目２、３行目「②A to D level of interest in Manufacturing」を削除する。

入札公告の訂正

令和８年２月 20 日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
別府医療センター院長　末永　康夫
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　44
１　掲載日　令和８年１月28日（号外政府調達第17号）
２　訂正内容　27ページ３段目掲載の入札公告（第14503号）「庁舎電力」について、3⑶中、「令和８年２月20日」を「令和８年３月５日」に、3⑷中、「令和８年２月24日」を「令和８年３月６日」に、５⑺中、「February　20,　2026」を「March 5, 2026」にそれぞれ訂正します。

入札公告の取消

令和８年２月 20 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　澤井　　俊
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
令和８年１月20日付（号外政府調達第11号・33ページ・４段目）掲載の入札公告「第四種制服上衣3,838着ほか３点製造」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年２月 20 日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　高原　　功
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　08―千里竹見台団地南区域（集会所含む）後２工区建築その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所
大阪府吹田市竹見台一丁目の一部
大阪府吹田市竹見台三丁目の一部（集会所棟）
⑷　工事内容
（建設工事）
住棟　鉄筋コンクリート造、14階建、１棟、256戸
付属棟　駐輪場、ラウンジ、ゴミ置き場・ポンプ室、電気室
集会所棟　鉄筋コンクリート造、平屋建、１棟
建築工事、屋内外電気設備工事、屋内外衛生設備工事、エレベーター設備工事、工区土木工事、造園工事　一式
（エレベーターの保守管理業務）
本工事の集合住宅に設置するエレベーター２基の供用開始後20年間の保守管理業務
⑸　工期　令和８年11月２日（月）から令和11年５月31日（木）まで（予定）。但し、指定部分（集会所棟に係る工事部分）については令和10年９月29日まで（予定）。
（余裕期間　契約締結日の翌日から令和８年11月１日まで）
・実工事期間には、準備工事を含む
・契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。
・余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
⑹　工事の実施形態
①　本件は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準（２⑹①ロの同種工事の経験は求めない）を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。共同企業体の場合は、おのおのが、１名以上追加配置できること。
④　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、月単位の週休２日を達成するよう工事を実施する「月単位の週休２日促進工事」である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。
⑤　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。
⑥　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター設備工事のエレベーター保守管理業務に関する覚書」を交換する。また、当該工事の完了時までに「エレベーター設備工事のエレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき、「協定書」を締結する。
⑦　本工事は、２⑼に掲げる専任特例２号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書第二号（専任特例２号）の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。
⑧　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積価格書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積価格書を予定価格に反映させることができる、見積りの提出を求め活用する方式の工事である。なお、見積価格書の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。
⑨　本工事は、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式）である。
⑺　本工事においては、申請書及び資料、見積価格書の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては、電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、令和８年３月30日（月）までに下記４⑴②へ様式１及び様式２を提出すること。）。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構関西地区における令和７・８年度の一般競争参加資格について、建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。